

2025年11月24日現在

法人化に伴い検討が必要となる事項について（イメージ）

	現行法令、新法ともに規定がある事項	現行法下では法令に規定されていたが、新法では規定がない事項	新法において新たに規定された事項	現行法令・新法ともに規定がない事項
日本学術会議が検討主体となり決定する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選考方法 ・会員の解任 	<ul style="list-style-type: none"> ・副会長の数（※3人以内） ・役割 ・部（副部長、幹事等を含む） ・連携会員 ・事務局 ・総会（開催数、総会の議案提出者） ・委員会 ・労働関係等の規定（給与・手当等含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営助言委員会 ・中期計画（注3） ・年度計画（注3） ・自己点検評価（注3） ・役員会 ・財務・会計（自己資金を含む、補助金は含まない） ・会員選定（会員候補者選定員会、選定助言委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査 ・意思の表出 ・国際活動 ・学術フォーラム、シンポジウム、サイエンスカフェ ・地区会議、地方学術会議、若手アカデミー等 ・憲章
（日本学術会議における）候補者選考委員会が検討主体となり決定する事項			<ul style="list-style-type: none"> ・初回の会員選考 	
法律を所管する政府（内閣府）が検討主体となり決定する事項			<ul style="list-style-type: none"> ・監事 ・日本学術会議評価委員会 ・補助金 ・設立委員（法人設立時） ・庁舎の使用（日学が無償で優先使用できる） 	
法の規定により、内容が決定されているもの（更なる検討は不要と考えられるもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の任期、定年、再任等、定数 ・総会（定足数、議決必要数、招集権者・招集要件、議長） ・会議へ諮問する事項 		<ul style="list-style-type: none"> ・設立時の各種経過措置（職員、権利義務の承継等） ・損害賠償責任、報告及び検査、違法行為等の是正、罰則 	

■ : 準備委員会の検討事項

■ : 分科会・WGの検討事項

(注1) 重要な事項を記載しており、全ての事項を記載したものではない。

(注2) 日学が決定する事項については、現体制で案を定め、法人化後の総会等で決定。（決定に当たっての内閣府との協議等は不要）

(注3) 日学が決定する事項について、法律に基づき、政令・府令により、法定の外縁等が定められるものがある。なお、政令・府令の決定に当たり、事前に内容について照会がある。